

4 事業の評価

評価基準					
[妥当性]事業のニーズはあるか	○	増加している		横ばい	減少している
[妥当性]事業手段は妥当か	○	現行の手段でよい		一部見直しが必要	見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か	○	市が行うべき		他の主体との協働も可能	市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要があるか		急いで取り組む	○	中長期的に取り組む	緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか	○	できる		あまりできない	できない
[有効性]成果目標はどの程度達成しているか		達成している (90%以上)		おおむね達成 (70~90%未満)	○ 達成していない (70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度	○	重要かつ高い貢献度がある		一定の貢献度がある	貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか	○	できない		制約はあるが可能性はある	できる
[効率性]受益者負担の見直し	○	適正		負担は求められない	見直しが必要

5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実				○
	現状維持				
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	<p>事業制度の性質上、地権者や借地権者などの権利者の意向が重要な制度であり、また、同意形成など時間のかかる事業でもあるため、根気強く普及啓発していく必要があると考えている。</p> <p>事業に向けた相談件数は最近増加傾向にあり、浸透しつつあると感じられる状況になってきたため、引き続き、普及啓発に努め、当該事業の促進を図りたい。</p> <p>平成27年度から北汀丁地区第一種市街地再開発事業、平成28年度から和歌山市駅前地区と友田町四丁目地区が事業開始している。</p>
見直し・改善内容	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施を検討する事業者と権利者をつなぐ仕組みを検討する ・エリア別に誘導したい都市施設を明確にするとともに、重点エリアを定める。 ・補助金の査定を適切に行う。